

令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案募集案内

令和2年1月15日

発注者 かながわ県民活動サポートセンター
所長 原田 潔

神奈川県では、共に支え合う共助の社会づくりの推進に向けて、地域・社会の課題解決や地域の活性化に取り組むボランティアやNPO等の人材を育成し、地域・社会活動への参加を促すため「かながわコミュニティカレッジ」を開設し、多様なテーマで講座を開催しています。

様々な地域課題を解決し、地域住民が安全に安心して暮らしていくためには、住民自身による共助が欠かせません。そのためには、一部の県民だけでなく、より多くの県民の参加が必要です。そこで、講座の開発にあたっては、多くの県民の皆様が興味関心を示すよう、県民ニーズに沿ったものとし、共助社会の担い手として、新しい人材の掘り起こしにつながるものとする必要があります。

一方で、すでに活動中の受講生に対しては、さらなる活動の発展や多様な主体との協働に向けたコーディネート等ができるよう、実践的で効果的な講座プログラムの提供が必要です。

また、講座の企画実施のほか、受講後の活動に結びつけるためのフォローアップ、市町村や市民活動支援施設等が実施している地域の人材育成事業への支援など、学びのためのきっかけづくりから活動に向けての支援まで体系的に事業を展開する必要があります。

上記の基本的な認識に基づいて、かながわコミュニティカレッジでは、地域・社会活動の場での人材育成の必要性をより強く認識している民間組織によるほうが、様々な地域課題に対応した講座の柔軟な実施、独自のネットワークを活用した受講後の活動支援、民間の発想やノウハウを基にした効率的な広報やコミュニティカレッジ事務局（以下「事務局」という。）の運営が期待できると考え、令和2年度の運営業務を民間に委託します。

なお、本業務の企画実施には、事業者が県にはないノウハウ、ネットワークを活用することが期待されるため、公募型プロポーザル方式により募集を行います。

《参考URL》

「かながわコミュニティカレッジ」 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>

1 委託業務の名称

令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間等

業務の委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。（契約日からの遡及規定あり）

ただし、事務局の開設日数は、年間190日以上で受託者が必要とする日数となります。よって、事務局開設のための準備期間を受託後に確保するなど、開設日は自由に提案することができます。

4 委託料

(1) 上限額

26,878,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

※本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

(2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、この事業に直接必要となる次の経費です。

ア 管理運営費（本事業に従事する職員の人件費（給与、手当及び保険料）、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務局の運営に伴う電話代、インターネット利用料、パソコン等機材リース料 等）

※ かながわ県民活動サポートセンター内に県が受託者のために用意する事務局スペースの光熱水費、清掃料、害虫駆除料については、県の負担とします。

イ 受講生募集経費（印刷製本費、発送料、広告料 等）

ウ 講座開催経費（講師謝金、資料等印刷費、消耗品費、受講生保険料 等）

エ 講座実施委託料（各講座の企画実施の全部又は一部を再委託する場合の委託料）

オ 講座以外の事業に係る運営費

カ 一般管理費

キ 消費税及び地方消費税

※ 法人の維持・運営に要する経費（事務所の賃借料、光熱費等の管理費）等、この事業と直接関わりのない経費は、対象外です。

(3) 支払い方法等

概算払い（委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払いを行い、事業終了後、事業実績に基づき精算します。）

本業務においては、県が主催する講座の開催経費を原則として受講料収入により賄うこととしており、より多くの受講生の確保を目指した創意工夫が求められることから、委託費の一部について受講者数の増減に応じて支払う仕組みとなっています。

※ 詳細は、別紙1「委託費の内訳及び支払い方法等について」をご一読ください。

5 応募資格

(1) 資格要件

本企画提案の応募資格は次のとおりです。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。

イ 神奈川県競争入札への指名停止期間中の者でないこと。

ウ 仕様書に示す業務内容を、効果的・効率的に遂行できる能力を有する者であること。

エ 法人又は複数の法人によるグループであること。

オ かながわコミュニティカレッジ運営委員会委員が役員に就いている団体等でないこと。

カ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

キ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税および地方消費税を完納していること。

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。)でないこと。

ケ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

コ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

※ 神奈川県暴力団排除条例により、暴力団体でないことを確認するため、契約前に代表者等の住所などを記載した調書を提出していただきます。

また、受託決定後、納税証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)等、確認のため必要な書類を提出していただきます。

(2) グループとして応募する場合について

- ・ 複数の法人によるグループで応募する場合は、代表となる法人を定めてください。
- ・ 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできません。
- ・ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

6 スケジュール

- (1) 企画提案募集説明会(第1回) 令和2年1月17日(金) 18時30分から20時
(かながわ県民センター11階 コミュニティカレッジ講義室)
- (2) 企画提案募集説明会(第2回) 令和2年1月22日(水) 15時から16時30分
(かながわ県民センター11階 コミュニティカレッジ講義室)
- (3) 質問書の受付 令和2年1月28日(火) 17時まで(必着)
- (4) 質問に対する回答 令和2年1月30日(木)
- (5) 参加意思表明書の受付 令和2年2月4日(火) 17時まで(必着)
- (6) 企画提案書の受付 令和2年2月25日(火) 17時まで(必着)
- (7) プレゼンテーションの実施 令和2年3月19日(木)
- (8) 審査結果の通知 令和2年3月下旬(予定)

7 応募手続き

- (1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」または、かながわコミュニティカレッジのホームページからダウンロードするか、かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課で受け取ってください。

- (2) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関して質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、かながわコミュニティカレッジのホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書(様式任意)

イ 提出期限 令和2年1月28日(火) 17時まで(必着)

ウ 提出方法 持参、FAX又は電子メール

エ 提出先

(ア)持参する場合の提出窓口

かながわ県民センター 8階 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課

(イ) F A Xの送付先 (045)312-4810

(ウ) 電子メールの送信先 komikare.0223@pref.kanagawa.jp

オ 回答日 令和2年1月30日(木)

カ 回答ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>

(3) 参加意思表明書の提出

参加を希望する方は、必ず「参加意思表明書」を提出してください。参加意思表明書の提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書【第1号様式】

イ 提出期限 令和2年2月4日(火) 17時まで(必着)

ウ 提出方法 持参、F A X又は電子メール

エ 提出先

(ア) 持参する場合の提出窓口

かながわ県民センター 8階 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課

(イ) F A Xの送付先 (045)312-4810

(ウ) 電子メールの送信先 komikare.0223@pref.kanagawa.jp

※ 令和2年度講座企画提案一覧の交付申出について

令和2年度に講座実施を希望している団体の企画提案書を県でとりまとめており、参加意思表明書を提出した方が希望する場合は講座の企画提案一覧を交付します。希望する場合は、参加意思表明書を提出する際にお申し出ください。

なお、講座の企画提案一覧は、本プロポーザルへの応募及び委託先として決定された場合の本業務の実施のためのみに使用することとし、転用は固く禁止します。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書を提出される際は、仕様で定められた内容に沿って適切に企画提案書等を作成・提出してください。

ア 提出書類

- ・令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案書【第2号様式】
- ・令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書【第3号様式】
- ・令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座企画書【第4号様式】
- ・地域の支え合い分野における入門講座企画書【第5号様式】
- ・ボランティア活動未経験者層の参加促進講座等企画書【第6号様式】
- ・見積書
- ・直近1期分の法人決算書類(損益計算書、貸借対照表又はこれらに相当する計算書)

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和2年2月25日(火) 17時まで(必着)

エ 提出方法 持参又は郵送

オ 提出先

(ア)持参する場合の提出窓口

かながわ県民センター 8階 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課

(イ)郵送する場合の送付先

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター 8階

かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課宛て

※ 郵送の場合、封書の表に赤字で「かながわコミュニティカレッジ運営業務委託 企画提案
関係書類」と必ず記入してください。

※ 書留、特定記録によらない郵便の事故等について、県は一切責任を負いません。

8 受託者の選定方法

(1) 選定方法

有識者で組織した「かながわコミュニティカレッジ運営委員会」の委員で構成する「かながわコミュニティカレッジ運営業務委託団体検討会」が、応募書類及び公開プレゼンテーションの内容の評価を行い、同会の意見を参考に県が決定します。審査方法は、応募書類による第1次審査と、公開プレゼンテーションの内容を含む総合評価による第2次審査とします。

ア 第1次審査（書類審査）

応募のあったすべての企画提案書のうち、見積額が県が支払う委託料の範囲内のものについて、検討会による書類審査を行います。

書類審査では、検討会の各委員が別紙の「審査基準」により点数評価を行い、第2次審査対象団体を選定します。審査結果は3月上旬に連絡し、選定された団体には3月19日(木)に実施する第2次審査の時間及び場所も併せてお知らせします。

イ 第2次審査（総合評価）

第1次審査で選定された団体は、公開でプレゼンテーションを行います。検討会の各委員は第1次審査の結果と合わせて総合的に評価します。なお、第1次審査で選定した提案が1団体のみの場合であっても、原則としてプレゼンテーションを実施いたします。

※ プレゼンテーションにおける留意事項

- ・事前に提出された企画提案書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを行ってください。
- ・上記提出書類以外の資料を配布することは不可とします。
- ・検討会委員との質疑応答がありますので、適宜、質問に答えるようにしてください。
- ・プレゼンテーションには、原則として本事業の事業責任者（予定者）が出席し、説明を行ってください。
- ・詳しい開催概要等は、応募受付後、別途お知らせします。

(2) 応募が無効となる場合

以下の項目に該当する場合には、応募を無効とします。

ア 応募資格を有しないもの

イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 委託料の上限額を超えているもの

(3) 選定結果、意見書の通知

検討会の結果を踏まえ、県は委託する団体を選定します。選考結果は、プレゼンテーションを行ったすべての団体に、自団体の得点、委託先として決定した者（以下、「決定者」という。）の総計得点、及び検討会意見を付して、通知します（3月下旬予定）。決定者については、検討会意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。

なお選考後、決定者の名称及び事業所所在地を県のホームページで公表します。

9 契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と契約を締結することとします。

決定者が辞退した場合は、次の順位の企画提案団体と契約を締結することとします。

契約の締結は、4月上旬を予定しています。契約期間中は、かながわ県民活動サポートセンターと適宜協議を行いながら業務を実施してください。

※ 応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

10 留意事項

- (1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しません。
- (5) 本委託業務を受注した場合、受託者は、企画提案書に基づき、県及び講座企画実施団体と各講座の開催予定日、募集期間、講座開催場所等を調整し、契約締結後10日以内（土日祝日を除く）に、講座実施計画書を県に提出してください。
- (6) 本事業は、令和2年度神奈川県当初予算において、事業予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

《添付資料》

別紙1 委託費の内訳及び支払い方法等について

別紙2 令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の選定基準及び配点

(第1号様式) 参加意思表明書

(第2号様式) 令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案書

(第3号様式) 令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書

(第4号様式) 令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座企画書

(第5号様式) 地域の支え合い分野における入門講座企画書

(第6号様式) ボランティア活動未経験者層の参加促進講座等企画書

(参考様式) 見積書様式

令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書

資料1 位置図

資料2 施設図

- 資料3 かながわコミュニティカレッジ年度別開催講座数・受講者数
- 資料4 令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座企画提案募集案内
- 資料5 令和元年度かながわコミュニティカレッジ講座実施状況
- 資料6 平成30年度かながわコミュニティカレッジ講座実施結果

(別紙1) 「委託費の内訳及び支払い方法等について」

1 委託費の内訳

委託費は、次の2つに分けて計算し、お支払いします。

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び県が設定した主催講座の計画延べ受講者数(以下「計画値」という。)を達成するための費用を「計画値分」とします。

(注) 延べ受講者数(人・コマ)=[各講座の受講者数×各講座のコマ数]の全合計

なお、令和2年度の計画値は、3,600人・コマとします。

- (2) 計画値を超える分について、受託者が提案する(人・コマ当たりの)単価を基に延べ受講者数の実績に応じて支払う費用を「実績連動分」とします。

実績連動分は、延べ受講者数の実績が計画値を超えた場合に、1人・コマ上回るごとに受託者の提案単価×1.10円(円未満切捨て)を支払います。

計画値分は、県の一般財源及び受講料収入を原資に、実績連動分は、受講料収入を原資に支払います。

2 委託費の上限

委託費の上限(総額)	26,878,000円(うち消費税等2,443,454円)
うち、計画値分の上限	24,140,000円(うち消費税等2,194,545円)
うち、実績連動分の上限	2,738,000円(うち消費税等248,909円)
計画値を超える分についての(人・コマ当たりの)提案単価の上限	682円(税抜)
(※提案単価×1.10円(円未満切捨て) 例: 682円×1.10=750円)	

3 見積書作成の方法

(別添参考見積書参照)

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び計画値を達成するための費用を2の計画値分の上限以内で見積もってください。

- (2) 実績連動分については、延べ受講者数が7,250人・コマ(計画値を3,650人・コマ超える)の場合について、見積書を作成していただきます。

提案者の掲げる延べ受講者数の達成目標にかかわらず、次の式により見積もってください。

(提案単価、上限682円)×1.10(円未満切捨て)×3,650人・コマ= 円)

- (3) 見積書に記載する総計は、(1)と(2)の合計額とします。

4 委託費(契約金額)の減額等

延べ受講者数の実績が計画値である3,600人・コマを下回った場合、県は、計画値を下回ることにより生ずる受講料収入の減収分相当額(下記の式参照)は、支払いません(事業終了時の精算により、受託者は、減収分相当額を県に戻入(返金)します)。

減収分相当額(消費税等を含む)

=受講料単価(750円)×(計画値3,600人-実績延べ受講者数)

受託者は、定期的に(8月末・11月末・翌1月末・3月末の4回)、既に開講した各講座の受講者数の実績及び事業終了時の延べ受講者数の見込みを県に報告することとします。

また、この定期報告で、事業終了時の延べ受講者数の見込みが3,600人・コマを下回る場合、受託者は、事業計画、支出等の見直し(広報媒体の変更、消耗品・印刷物等の購入の節減、一部講座の中止等)のために、県と協議を行うことができます。

協議の結果、事業計画見直しにより減収(見込み)分相当額以上となるように支出の節減を行う場

合は、契約期間中に、事業計画の一部変更を含む契約の一部(減額)変更契約を行うことができることとします。

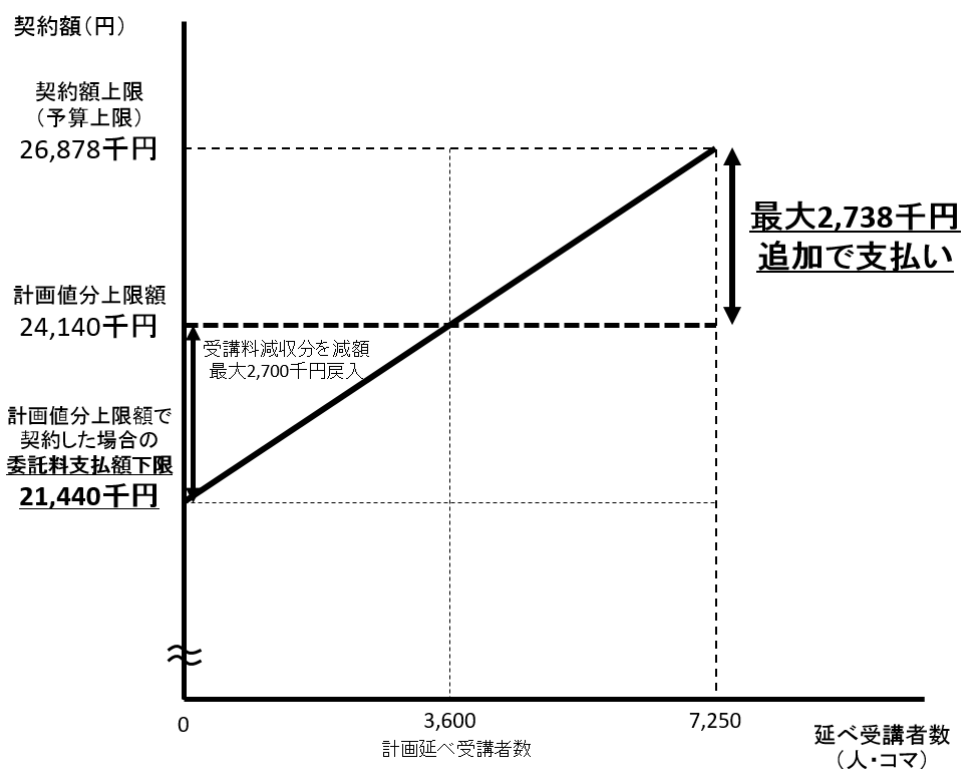
なお、過去の延べ受講者数実績は最下段のとおりです。

5 支払い方法

計画値分の額は、概算払い（委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払い）を行い、事業終了後、精算を行います。

実績連動分の額は、3月末の延べ受講者数の実績報告に基づく県の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払います。

(参考)支払額のイメージ



延べ受講者数実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元仕様	(案) R2仕様
延べ受講者数 a (人・コマ)	7,014	5,858	5,998 (6,000)	5,187 (4,800)	4,832 (3,600)	6,240 (3,600)	(3,600)	(3,600)
開催コマ数 b	276	256	253 (230)	215 (200)	193 (150)	196 (150)	(150)	(150)
平均受講者数 c (a/b)	25.4	22.9	23.7	24.1	25.0	31.8	24.0	24.0

※括弧内は仕様上の数値

(別紙2) 令和2年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の選定基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	(参考)	
事業理解	(1) 課題認識及び具体的な運営方針	事業目的の正確な理解のもとに、ボランティアやNPO等の人材育成ニーズ及び解決が期待される課題を適切に把握し、これらをもとめた本業務の具体的な運営方針が記載されている。	5	(5)	
	(2) 運営実施能力	類似業務の受託実績がある等、業務を行うために必要なノウハウ、経験を法人として有し、また、業務を確実に実施するための経営基盤を有している。	10	(40)	
運営実施	(3) 運営実施体制	受講生等のニーズをふまえた適切な事務局の開設曜日・時間帯・開設時間外の電話対応の方法等が設定されている。	5		
		的確な事業遂行能力を有する事業責任者等が選任され、かつ、開設時間等に対応した適切な職員配置等が計画されている。	5		
		契約期間を通じて効果的かつ効率的に受託業務を行うことが可能な事務局体制である。	5		
	(4) 個人情報の管理を含めたリスクマネジメント	契約期間を通じて効果的かつ効率的に受託業務を行うことが可能な組織的な支援体制がとられている。 また、業務の一部を委託する場合には、委託期間を通じて、効果的かつ効率的に管理及び指導ができる体制がとられている。	5		
		発生し得るリスクを適切に把握し、防止のための組織的な取組方針及び発生した際の対応方針等が具体的に記載されている。 特に、個人情報の管理についての考え方、取扱方針等について、必要な諸規定が整備されている。	5		
(5) 費用の適切な算定	提案内容を確実に実施するための経費が適切に計上されている。	5			
講座開催計画	(6) メインテーマ	共助の社会づくりを推進する社会の動きを理解した上で、メインテーマを踏まえた講座企画・編成方針を設定している。	10	(100)	
	(7) 講座編成に係る基本的な考え方	講座編成にあたって考慮すべき事項	人材を掘り起こす入門講座と活動経験者にスキルを提供する専門講座を組み合わせる等、体系的な講座編成となるよう工夫されている。		20
			ワークショップや現地実習、社会調査(アセスメント)の活用など実践的なカリキュラムが効果的に盛り込まれている。		5
			「多世代交流」「若者の社会参加」「地縁型組織」などの要素が効果的に盛り込まれている。		5
			「外国人」「障がい者」など、多様な背景を持った人が生きやすい社会を目指す」取組みを持った視点が盛り込まれている。		5
	(8) 県民ニーズ	受講したい者の選択の幅が広く、多様な活動への参加を促進する講座構成である。	10		
		より多くの県民が参加しやすい無理のない受講料設定、年間開催スケジュールが組まれている。	10		
講座企画	(9) 講座の目的	各講座の内容が、地域や社会の課題解決のための知識や技能を学び、向上させる内容になっている。	5		
	(10) 講座の内容	各講座の日程・内容に無理や無駄がなく、受講生の主体性・自主性を高められるように学習方法が工夫されている。	5		
		各講座とも専門性・経歴・活動実績等からみてふさわしい講師及び講座実施団体が選定されている。	5		
		各講座とも受講後の活動を促し、又は活動を支援する講座企画実施団体による具体的なフォローアップの企画が記載されている。	5		
(11) 地域支え合い入門講座	地域のニーズや地域課題を踏まえた適切な講座の企画が企画されている。 また、受講生を活動につなげるために、専門講座として位置づけた講座と体系的な編成がされている。	10			
(12) ボランティア活動未経験者層の参加促進講座等	これまで活動経験のない方がなるべく多く参加し、その後の入門講座につながるような講座・イベント等の企画が記載されている。	5			
(13) フォローアップ	受講生の受講後の地域・社会活動参加の促進・支援方策について、事務局による適切で効果的なフォローアップの企画が記載されている。	10	(55)		
(14) 広報	受講生増加を図るために効果的な広報媒体と十分な広報量が具体的に記載されており、講座を必要とする県民の受講促進に繋がる工夫がされている。	20			
(15) 自由提案	コミュニティカレッジの目的を達成するために必要な業務の提案であり、具体的な実施方法・内容が記載されている。	20			
(16) 成果目標	適切な成果目標が記載されている。	5			
総計			200	200	

採点基準	5点配点の項目	10点配点の項目	15点配点の項目	20点配点の項目
5. 大変優れている	5点	10点	15点	20点
4. やや優れている	4点	8点	12点	16点
3. 普通	3点	6点	9点	12点
2. やや劣っている	2点	4点	6点	8点
1. 劣っている	1点	2点	3点	4点

※ 5段階で採点し、得点算出時に10点配点の項目は2倍、15点配点の項目は3倍、20点配点の項目は4倍のウェイトをかける。

※ 書類審査の総得点の上位3団体程度によるプレゼンテーションを実施します。

※ 書類審査で「80点以上得点していない」または「審査項目に著しく評価の低い項目がある」企画提案書は、プレゼンテーション評価は実施せず候補者としません。